

電子委任状法施行状況検討会 第4回

# 施行状況報告書の骨子

2023-11-07 デジタル社会共通機能グループ

# 目次

1. 本日も議論頂きたい点
2. 施行状況報告書 目次（案）
3. 電子委任状の課題及び対応の方向性の整理
  1. 概要
  2. 電子契約における電子委任状利用の課題及び対応の方向性
  3. 電子申請における電子委任状利用の課題及び対応の方向性
  4. その他の課題及び対応の方向性

# 本日も議論頂きたい点

## 背景

- 前回の検討会においてお示しした施行状況報告書の目次案に合わせ、第1回～第3回においてご意見を頂いた電子委任状の課題及び対応について、整理を実施した。
  - これまでに頂いたご意見を「課題」「課題に対する対応」に分類し、それぞれの対応付けを行った。

## 本日も議論頂きたい点

- 「課題」を解決するための「課題に対する対応」が適切な対応になっているか。「課題」に対して、より適切な対応が考えられないか。
- 特に優先度を高く実施すべき「課題」「課題に対する対応」はどの点か。
- 他に解決すべき課題が残っているか。

# 施行状況報告書 目次（案）

1. 検討の背景
2. 電子委任状法の施行状況
  1. 電子委任状法第5条に係る認定の状況について
  2. 電子委任状の利用場面と利用状況について
  3. 国等の責務に係る取組について
3. 課題の整理と対応の方向性について
  - 1.1 電子契約における電子委任状利用の課題について
  - 1.2 電子契約における電子委任状利用の課題への対応の方向性
  - 2.1 電子申請における電子委任状利用の課題について
  - 2.2 電子申請における電子委任状利用の課題への対応の方向性
  - 3.1 その他の課題について
  - 3.2 その他の課題への対応の方向性

# 電子委任状の課題及び対応の方向性の整理

- 第1回～第3回検討会においてご議論、ご意見を頂いた電子委任状の課題及び対応について、以下の通り分類・整理を実施。

## 3.1 電子契約における電子委任状利用の課題及び対応の方向性

- (1) 電子契約における電子委任状の普及に関する課題
- (2) ガイドライン等の資料に関する課題
- (3) 不適切な代理人・署名代行に関する課題
- (4) 法人内部の規定等に関する課題

## 3.2 電子申請における電子委任状利用の課題及び対応の方向性

- (1) 代理人による電子申請の普及に関する課題
- (2) ガイドライン等の資料に関する課題
- (3) システム側の課題

## 3.3 その他の課題及び対応の方向性

- (1) 電子委任状の普及に関する課題
- (2) 認定電子委任状取扱事業者に関する課題
- (3) 電子委任状の対象に関する課題

※課題及び対応の分類については、第4回検討会のご意見を踏まえ、再整理を予定。

## 3.1 電子契約における電子委任状利用の課題について

### 3.1 (1) 電子契約における電子委任状の普及に関する課題

#### 課題

- ア（使いやすさ）導入の容易さ、利便性において課題が存在しているのではないか。
- イ（電子契約の阻害要因）紙から電子への移行ハードルや、電子契約サービスの相互運用性等の阻害要因が考えられるのではないか。
- ウ（利用経緯の把握）電子委任状の利用に至る経緯や実態をより詳細に把握するべきではないか。
- エ（BtoBの利用場面とメリット）BtoBにおける電子委任状の利用場面やメリットを明確に示されていないのではないか。
- オ（電子社員証）電子社員証（肩書を記載する方法）のような電子委任状を利用した契約の認知度が低いのではないか。
- カ（手触り感）仕組みの理解が容易な印章と異なり、電子署名の普及のためにはガイドラインの策定や広報が必要なのではないか。

#### 課題に対する対応

1. ア、イ及びウの課題に関しては、電子委任状や電子契約サービスを利用している企業へのヒヤリングやアンケート調査を通して、電子契約が抱える課題について相互運用性、UX、制度設計、デジタルを前提としたプロセスの改善等のポイントに分けて整理し、政府による広報活動、ガイドライン等の整備等、必要な施策を検討する。
2. エ及びオの課題に関しては、3.1 (2) のガイドライン等の整備の取組において、電子委任状の電子社員証としての利用、電子契約での利用及び企業内の役職者の署名としての利用等、実務での利用方法についても念頭においた検討及び記載を実施すべきと考える。
3. カの課題に関しては、1.及び2.の取組み、特に3.1 (2) の取組みを通じて、改善を図る。

#### (関連する課題)

- 3.1 (2)（電子契約）ガイドライン等の資料に関する課題
- 3.1 (4) 法人内部の規程に関する課題
- 3.3 (1) 電子委任状の普及に関する課題
- 3.3 (3) 電子委任状の対象に関する課題

### 3.1 (2) ガイドライン等の資料に関する課題

#### 課題

- ア（ユースケース整理） 電子契約における電子委任状のユースケースが整理されていないのではないか。
- イ（使い分け） 電子契約におけるリスクを踏まえた使い分けが行われていないのではないか。
- ウ（共通認識） 電子契約、電子署名に関する企業間の共通認識が作られていないのではないか。

#### 課題に対する対応

1. ア～ウの課題については、電子署名、電子委任、電子契約の手續に関する具体的な例を含むとともに、目的に応じたセキュリティを担保した適切なサービスの選択において参考とできるガイドライン等の整備、広報を実施すべきと考える。
2. ガイドライン等の整備にあたっては、デジタル庁がガイドライン等の整備する方法、デジタル庁が業界団体と協力してガイドライン等の整備を実施し、デジタル庁ウェブサイトにおいて公開する方法等、様々な方法が考えられ、それぞれの利点欠点を踏まえた上で方法を選択すべきである。
3. 不動産、金融機関、大企業、官公庁等、トラストの高い取引を実施する分野を対象としたガイドラインの整備は、これらの分野の普及をドライバーとした他分野への波及効果が期待でき、引き続き検討を実施すべきと考える。

#### (関連する課題)

- 3.1 (1) 電子契約における電子委任状の普及に関する課題
- 3.1 (3) 不適切な代理人・署名代行に関する課題
- 3.1 (4) 法人内部の規程に関する課題

### 3.1 (3) 不適切な代理人・署名代行に関する課題

#### 課題

- ア（署名代行）代理人による署名と署名代行の違いが認識されていないのではないか。
- イ（デジタル特有のリスク）電子署名の署名代行行為には、パスワードの共有等の点においてデジタル特有のリスクが存在するのではないか。

#### 課題に対する対応

1. 代行署名の課題については、デジタル特有のリスクがあることを鑑み、代表者の電子署名がどのように扱われているか、その実態を踏まえつつ代理人による署名との差異について整理を行い、3.1 (2) などの取組に反映する必要があると考える。
2. デジタル特有のリスクについては、3.1 (4)に挙げる社内規程のモデルとなるひな形や3.1 (2) などのガイドライン整備の取組等を通じて、パスワードやICカード等を共有するリスクについて、周知を図る必要があると考える。

#### （関連する課題）

- 3.1 (2)（電子契約）ガイドライン等の資料に関する課題
- 3.1 (4) 法人内部の規程に関する課題



### 3.1 (4) 法人内部の規程に関する課題

#### 課題

- ア（管理規程）電子署名に対する印章管理規程相当の規程の整備が進んでおらず、その理解も進んでいないのではないか。
- イ（業務プロセスのデジタル化）印章において事実上行われてきた押印代行等の曖昧な管理や業務プロセスをデジタル化する上でのハードルが存在するのではないか。

#### 課題に対する対応

1. 印章管理規程に相当する電子署名取扱規程の不足に関する課題については、社内規程の整備につながる、ひな形や、ガイドライン等を作成し、必要に応じて3.1 (2) の取組に反映する必要があると考える。
2. 業務プロセスのデジタル化における課題については、3.1 (2) 及び3.1 (3) のガイドライン等の整備によって一定の解決が期待できると考える。

#### （関連する課題）

- 3.1 (1) 電子契約における電子委任状の普及に関する課題
- 3.1 (2) （電子契約）ガイドライン等の資料に関する課題
- 3.1 (3) 不適切な代理人・署名代行に関する課題

### 3.2 (1) 代理人による電子申請の普及に関する課題

#### 課題

- ア（利便性） 委任行為がデジタルで簡便にできる環境が整っていないのではないか。
- イ（隠れ委任） 申請者のICカード・パスワード等を他者に共有する形の「隠れ委任」「隠れ代理」とも呼べる申請が行われている実態があるのではないか。
- ウ（知名度） 代理申請の機能の知名度が低い状態にあるのではないか。

#### 課題に対する対応

1. 代理申請機能の利便性と「隠れ委任」の課題は表裏一体であり、デジタルにおける簡便な委任行為の実現により、「隠れ委任」は減少すると考えられる。3.2 (2) などの取組を通じて、デジタル完結を前提とした、電子委任状、代理申請機能の導入を推進する取組を行うべきではないか。
2. 「隠れ委任」の課題について、利便性向上のための取組だけではなく、パスワード共有等の危険性に関する広報等を行うべきではないか。

#### (関連する課題)

- 3.2 (2)（電子申請）ガイドライン等の資料に関する課題
- 3.3 (1) 電子委任状の普及に関する課題
- 3.3 (2) 認定電子委任状取扱事業者に係る課題

### 3.2 (2) 代理申請のガイドライン等に関する課題

#### 課題

- ア（代理申請のデジタル化に関する資料の不足） 手続ごとに必要な委任者の本人確認、代理人の本人確認、委任者と代理人の紐づけ、士業の資格確認のレベルや方法について、代理申請機能の導入時に参考とできる資料が不足しているのではないか。
- イ（電子委任状のレベルの整理） 特定電子委任状以外の電子委任状について、紙の委任状をスキャンしたもの、電子署名が行われていないもの、独自のもの等がある中、どのようなユースケースにおいて特定電子委任状が利用されるべきか、それ以外の電子委任状でも良いのか整理が行われていないのではないか。

#### 課題に対する対応

1. アの課題については、手続ごとの委任者の本人確認、代理人の本人確認、委任者と代理人の紐づけの方法、士業の資格確認等のレベルや方法について、現在実施されている形態や紙の手続における形態の調査を実施し、実態を把握及び整理した上で、将来的なガイドライン等の整備を検討するべきではないか。
2. ガイドライン等の整備においては、代理を業として行う士業、申請の受付側である行政機関、地方公共団体等の関係者を交えた検討を実施すべきではないか。
3. イの課題については、上記の実態把握、ガイドライン等の整備の取組の中において、その利用の実態に応じて整備すべきではないか。

#### （関連する課題）

- 3.2 (1) 代理人による電子申請の普及に関する課題
- 3.3 (3) 電子委任状の対象に関する課題

### 3.2 (3) システム側の課題

#### 課題

- ア（システムごとのばらつき）一部のシステムにおいて、特定電子委任状以外の電子委任状が利用されている、手続ごとに異なる資格確認方法が用いられる等の問題があるのではないか。
- イ（地方公共団体システム）電子的な代理申請について、地方公共団体の取組状況にばらつきがあるのではないか。機能の導入のための参考とできる資料が不足しているのではないか。

#### 課題に対する対応

1. 電子申請における電子委任状について、電子委任状のセキュリティレベルや仕組みについて基準を提示する等必要な信頼性のレベルに応じた電子委任状が用いられる環境の整備が必要ではないか。また、その成果を 3.2 (2) などの取組に反映するべきではないか。
2. 地方公共団体システムにおける電子委任状、代理申請機能の利用については、3.2 (2) などの取組を通じて、各地方公共団体間のばらつきを解消する取組が必要ではないか。

#### (関連する課題)

- 3.3 (1) 電子委任状の普及に関する課題

### 3.3 (1) 電子委任状の普及に関する課題

#### 課題

- ア（システム対応）官民で電子委任状に対応していないシステムが多く存在するのではないか
- イ（手軽な委任）特定電子委任状は、認定認証事業者等の厳格な電子署名に基づいて行われており、いわゆる実印のようなものを利用する場面が想定されていたが、手軽な委任行為に対するニーズ、用途をカバーできていないのではないか。
- ウ（他の利用場面）電子申請、契約締結以外の場面においても、法人の本人確認等の場面において電子委任状が活用できるのではないか。

#### 課題に対する対応

1. 電子委任状に対応するシステムの拡充の取組については、3.1、3.2におけるガイドライン整備等の取組と並行して、行政機関に対する電子委任状対応の働きかけが必要と考える。
2. より簡便に利用できる電子委任状のニーズ、現在用いられている電子申請、電子契約以外での電子委任状利用については、引続き、利用者や検証者側における利用シーンの調査を継続して実施すべきと考える。

#### （関連する課題）

- 3.1 (1) 電子契約における電子委任状の普及に関する課題
- 3.2 (1) 代理人による電子申請の普及に関する課題
- 3.2 (3) システム側の課題

### 3.3 (2) 認定電子委任状取扱事業者に係る課題

#### 課題

ア（デジタル完結）法人の代表者の情報をオンラインで確認したことを第三者に示す仕組みがなく、電子委任状の発行自体がデジタル完結できていないのではないか。

#### 課題に対する対応

1. 特定電子委任状の発行におけるデジタル完結については、デジタル庁内の他の取組を踏まえ、引き続き検討を実施する。

#### （関連する課題）

- 3.2 (1) 代理人による電子申請の普及に関する課題

### 3.3 (3) 電子委任状の対象に関する課題

#### 課題

ア（個人が委任者となる委任状）個人が委任者となる委任状が対象となっていない

#### 課題に対する対応

1. 電子委任状法上の電子委任状の定義である、法人の代表者等が委任者となる電子委任状に限定せず、個人が委任者となる委任状も電子委任状の普及に向けた取組に含めることで、個人が委任者となる代理申請や、BtoCでの委任行為を含め、デジタル環境における委任行為の普及が進むものとする。

#### （関連する課題）

- 3.1 (1) 電子契約における電子委任状の普及に関する課題
- 3.2 (2) （電子申請）ガイドライン等の資料に関する課題



**デジタル庁**  
**Digital Agency**